

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料7-10
提出年月日	令和5年6月6日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r.8.0)	目次(今回提出範囲)	2.24の項目名を修正しました(下線部参照) (旧)2.24. 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く) (新)2.24. 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラ二に係るものを除く。)	まとめ資料のみ
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r.8.0)	全般 (62-18, 62-62, 他)	図表番号の記載を統一しました(下線部参照) <例> (旧)第10.12_1表, 第2.19_1図 (新)第10.12_1表, 図2.19_1	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r.8.0)	全般 (62-13, 添62-7, 他)	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r.8.0)	62-取りまとめた資料-1	1-1)設計方針・運用・体制などを変更し,まとめ資料を修正した事項 「c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果,変更したもの」の下の「±」の記載を削除しました。	比較表のみ
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r.8.0)	62-3, 62-4, 62-5, 62-6, 62-7	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記しました(下線部参照) (新)比較のため第35条基本方針より転載	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r.8.0)	62-4	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下のとおり注記を修正しました(下線部参照) (旧)比較のため部分的に抜粋 (新)比較のため再掲	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r.8.0)	62-5	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)無線連絡設備,衛星電話設備,及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては,固縛又は転倒防止処置を講じる等, (新)無線連絡設備,衛星電話設備,携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては,固縛又は転倒防止処置を講じる等,	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内の修正 比較表のみ
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r.8.0)	62-8	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)緊急時対策支援システム(ERSS)へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての (新)緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内の修正 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-8	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、 「ヌ、(3)、(vi)緊急時対策所」に記載する。 (新)5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、ヌ、 (3)、(vi)緊急時対策所に記載する。	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内の修正 比較表のみ
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-17	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)緊急時対策支援システム(ERSS)へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての (新)緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内の修正 比較表のみ
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-23	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)緊急時対策所の電源が喪失した場合においても (新)1号又は2号炉常用電源が喪失した場合においても	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	62-16	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-23	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記しました(下線部参照) (新)衛星電話(携帯)の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-26	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載が重複していたため、一方を削除しました(下線部参照) (旧)衛星電話(固定)は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話(携帯)及び衛星電話(可搬)は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-43~62-52	第10.12.1図の記載ページ順を変更しました。 (旧)第10.12.1図→第10.12.1表→第10.12.2表→第10.12.3表 (新)第10.12.1表→第10.12.2表→第10.12.3表→ <u>第10.12.1図</u>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	62-26, 62-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-43～62-52	「女川発電所2号炉」欄 第10.12-1図の記載順序を変更しました。 (旧) 第10.12-1図→第10.12-1表→第10.12-2表→第10.12-3表 (新) 第10.12-1表→第10.12-2表→第10.12-3表→第10.12-1図	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-46, 62-47, 62-48, 62-49, 62-50	「大飯発電所3/4号炉」欄 表2.19-1及び表2.19-2について、共用の記載の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 3号炉及び4号炉共用 (新) 3号及び4号炉共用	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-48	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 設備名 TV会議システム 使用回線 有線系回線、無線系回線 (新) 設備名 TV会議システム 使用回線 有線系回線、衛星系回線	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-48	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 設備名 安全パラメータ伝送システム 使用回線 有線系回線、無線系回線 (新) 設備名 安全パラメータ伝送システム 使用回線 有線系回線、衛星系回線	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-49	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 設備名 インターフォン 使用回線 無線系回線 (新) 設備名 インターフォン 使用回線 有線系回線	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-50	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) (3) 無線連絡設備(可搬型) (6号及び7号炉共用) (新) (3) 無線連絡設備 無線連絡設備(可搬型) (6号及び7号炉共用)	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内の修正 比較表のみ
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-51	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) (4) 衛星電話設備(可搬型) (6号及び7号炉共用) (新) (4) 衛星電話設備 衛星電話設備(可搬型) (6号及び7号炉共用)	「大飯発電所3/4号炉」欄「【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】」枠内の修正 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-57	以下の記載を追記しました(下線部参照) (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-3	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-57	「女川発電所2号炉」欄 以下の記載を追記しました(下線部参照) (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-59	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は、緊急時対策所指揮所内に設置する設計とする。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-5	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-64	表2.19.1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧(発電所内の通信連絡)  燃料タンク(SA)の新規設置の方針に伴い、「燃料タンク(SA)【常設】」を追記しました。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-9	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-65	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)使用場所 原子炉建屋地上6階、地上5階、地上4階、地上3階、地上2階、 (新)使用場所 周辺補機棟地上6階、地上5階、地上4階、地上3階、地上2階、	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-68	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、 <u>原子炉建屋</u> 及び原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、 <u>原子炉建屋</u> 内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、 (新)中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、 <u>周辺補機棟</u> 及び原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、 <u>周辺補機棟</u> 内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-13	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-69	表2.19.2 想定する環境条件及び荷重条件(携行型通話装置) 使用場所を具体化するため「原子炉建屋」から「周辺補機棟」に修正しました。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-14	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-69	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-2表、以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)原子炉建屋及び制御建屋内 (新)原子炉建屋及び制御建屋	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-69	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-3表、以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)組み合わせ (新)組合せ	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-70~72	表2.19.4~表2.19.8 場所を具体化するため「緊急時対策所指揮所」「緊急時対策所待機所」に「内」を追記しました。また、必要に応じて「,」を追記しました。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-15~17	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-70	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-4表、以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)緊急時対策所 (新)緊急時対策所内  (旧)屋外において人が携行して (新)屋外において、 <u>人</u> が携行して	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-71	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-6表, 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所内  (旧) 屋外において人が携行して (新) 屋外において、 <u>人</u> が携行して	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-74	表2.19.9 操作対象機器(携行型通話装置(保管場所:中央制御室及び原子炉補助建屋))  使用場所を具体化するため「原子炉建屋」から「周辺補機棟」に修正しました。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-19	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-76	表2.19.16～表2.19.19  以下のとおり項目の記載を修正しました。 ・「機能・性能 <u>検査</u> 」を「機能・性能 <u>試験</u> 」に修正 ・「外観 <u>点検</u> 」を「外観 <u>検査</u> 」に修正	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-22, 23	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-76	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-12表～第3.19-14表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 機能・性能 <u>検査</u> (新) 機能・性能 <u>試験</u>  (旧) 外観 <u>点検</u> (新) 外観 <u>検査</u>	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-78, 79	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)原子炉建屋地上6階, 地上5階, 地上4階, 地上3階, 地上2階, 地上1階及び地下1階中間床で操作する携行型通話装置は, 原子炉建屋内で操作することから, 操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが, 人が携行して使用する設備であるため, 操作する場合は, 放射線量を確認して, 適切な放射線防護の対策を行い, 作業安全を確認した上で操作が可能である。また, 原子炉建屋内に通話装置用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は, 放射線量を確認して, 適切な放射線防護の対策を行い, 作業安全を確認した上で操作が可能である。 (新)周辺補機棟地上6階, 地上5階, 地上4階, 地上3階, 地上2階, 地上1階及び地下1階中間床で操作する携行型通話装置は, 周辺補機棟内で操作することから, 操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが, 人が携行して使用する設備であるため, 操作する場合は, 放射線量を確認して, 適切な放射線防護の対策を行い, 作業安全を確認した上で操作が可能である。また, 周辺補機棟内に通話装置用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は, 放射線量を確認して, 適切な放射線防護の対策を行い, 作業安全を確認した上で操作が可能である。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-25	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-80	表2.19.20 操作対象機器設置場所(携行型通話装置(保管場所:中央制御室及び原子炉補助建屋)) 「操作場所」欄の場所を具体化するため「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-27	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-81	表2.19.27 想定する環境条件及び荷重条件(データ収集計算機) 「原子炉補助建屋内」の文字色を緑色に変更しました。	比較表のみ
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-89	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-25表(中央制御室), 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)衛星電話設備 (新)無線連絡設備  (旧)屋外(第2保管エリア, 第2保管エリア及び第4保管エリア) (新)可搬型代替交流電源設備(電源車)  (旧)屋外(緊急時対策建屋北側) (新)屋外(第2保管エリア, 第2保管エリア及び第4保管エリア)	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-90 62-92 62-93 62-104 62-105	表2.19.33, 表2.19.35, 表2.19.37, 表2.19.43, 表2.19.45 共通要因故障欄の文末に句読点「。」を追加しました。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-42 添62-45 添62-47 添62-60 添62-62	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-90	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-25表(緊急時対策所), 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 制御建屋地上2階 (新) 緊急時対策建屋地上1階  (旧) 制御建屋地上2階 (新) 緊急時対策建屋地上1階	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-90	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-26表, 文末の句読点を追加しました。	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-91	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-27表(中央制御室), 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 制御建屋地上2階 (新) 制御建屋地上3階	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-92	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-28表, 文末の句読点を追加しました。	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-95	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-29表, 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 制御建屋地下1階 (新) 緊急時対策建屋地上1階	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-98	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) (新) (周辺補機棟の外から水又は電力を供給するものに限る。)	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-52	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-98	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)可搬設備である携行型通話装置は、 <u>原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</u> (新)可搬設備である携行型通話装置は、 <u>周辺補機棟の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</u>	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-52	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-99	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)原子炉建屋地上6階、地上5階、地上4階、地上3階、地上2階、地上1階及び地下1階中間床で操作する携行型通話装置は、 <u>原子炉建屋</u> で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、 <u>原子炉建屋</u> 内に通話装置用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。 (新)周辺補機棟地上6階、地上5階、地上4階、地上3階、地上2階、地上1階及び地下1階中間床で操作する携行型通話装置は、 <u>周辺補機棟</u> で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、 <u>周辺補機棟</u> 内に通話装置用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-53	同上	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-101	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)主要設備の設置場所については、 <u>運転指令設備は電気建屋地上2階に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</u> (新)主要設備の設置場所については、 <u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備は電気建屋地上2階に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-55	同上	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-102	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉建屋地上2階及び緊急時対策所待機所内に保管し、 (新) 主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階及び緊急時対策所待機所内に保管し、	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-56	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-104	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-34表、文末の句読点を追加しました。	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-105	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-36表、文末の句読点を追加しました。	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-108	表2.19.46 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧(発電所外の通信連絡)  燃料タンク(SA)の新規設置の方針に伴い、「設備名」欄に「燃料タンク(SA)【常設】」を追記しました。	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-64	同上	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-111	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室及び緊急時対策指揮所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、 (新) 緊急時対策所指揮所の環境条件及び荷重条件を考慮し、	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-67	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 8.0)	62-112	表2.19.48, 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 温度、 <u>圧力</u> 、 <u>湿度</u> (新) 温度、 <u>圧力</u> 、 <u>湿度</u>  (旧) 屋外に設置するものではないため、 <u>天候による</u> (新) 屋外に設置するものではないため、 <u>天候による</u>  (旧) <u>組み合わせ</u> (新) <u>組合せ</u>  (旧) 設置するため、 <u>風(台風)及び</u> (新) 設置するため、 <u>風(台風)及び</u>	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 8.0)	添62-68	同上	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 8.0)	62-112	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-38表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 温度、 <u>圧力</u> 、 <u>湿度</u> (新) 温度、 <u>圧力</u> 、 <u>湿度</u>  (旧) 屋外に設置するものではないため、 <u>天候による</u> (新) 屋外に設置するものではないため、 <u>天候による</u>  (旧) <u>組み合わせ</u> (新) <u>組合せ</u>  (旧) 設置するため、 <u>風(台風)及び</u> (新) 設置するため、 <u>風(台風)及び</u>	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 8.0)	62-113	表2.19.50 操作対象機器(統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備) 機器名称の間に「,」を追記しました。	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 8.0)	添62-70	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-113	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-39表, 機器名称の区切りに句読点を追加しました(下線部参照) (旧) テレビ会議システム IP電話 IP-FAX  (新) テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-114	表2.19.51~表2.19.52 以下のとおり項目名を修正しました(下線部参照) ・「機能・性能検査」を「機能・性能試験」に修正 ・「外観点検」を「外観検査」に修正	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-71	同上	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-114	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-40表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 機能・性能検査 (新) 機能・性能試験  (旧) 外観点検 (新) 外観検査	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-115	表2.19.54 操作対象機器設置場所(統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備) 機器名称の間に「,」を追記しました。	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-73	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-115	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-41表, 機器名称の区切りに句読点を追加しました(下線部参照) (旧) テレビ会議システム IP電話 IP-FAX (新) テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-115	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-41表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策建屋	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-121	表2.19.57, 表2.19.58 項目の「流路」を「流路(伝送路)」に修正しました。	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-79~80	同上	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-121	表2.19.57, 表2.19.58 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 通信事業者用回線 (新) 通信事業者回線	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-79 添62-80	同上	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-121	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-44表(中央制御室), 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 流路 (新) 流路(伝送路)  (旧) (通信事業者用回線) (新) (通信事業者回線)  (旧) 有線系回線 (新) 衛星系回線	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-121	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-44表(緊急時対策所),以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧)流路 (新)流路(伝送路)  (旧) (通信事業者用回線) (新) (通信事業者回線)  (旧)加入電話設備 (新)局線加入電話設備  (旧)緊急時対策所建屋 (新)緊急時対策建屋	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	表2.19.59 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)の頑健性(発電所外)  場所を具体化するため「緊急時対策所指揮所」に「内」を追記しました。	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-80	同上	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	表2.19.60 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性 項目の「流路」を「流路(伝送路)」に修正しました。	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-81	同上	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	表2.19.60 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)通信事業者用回線 (新)通信事業者回線	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-81	同上	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	表2.19.61 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性  場所を具体化するため「緊急時対策所指揮所」「緊急時対策所待機所」に「内」を追記しました。	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-81	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-45表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所内	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-46表, 以下の誤植を修正しました。 (旧) 流路 (新) 流路(伝送路)  (旧) 緊急時対策所建屋 (新) 緊急時対策建屋	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-122	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-47表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所内	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-124	表2.19.62 データ伝送設備(発電所外)の多様性 項目の「流路」を「流路(伝送路)」に修正しました。	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-83	同上	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-124	「女川発電所2号炉」欄 第3.19-48表, 以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 流路 (新) 流路(伝送路)	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-126	表2.19.64 衛星電話設備(携帯型)の多様性又は位置的分散(発電所外) 項目の「流路」を「流路(伝送路)」に修正し, 枠内の不要な線を削除しました。	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.8.0)	添62-86	同上	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.8.0)	62-126	「女川発電所2号炉」欄 項目の「流路」を「流路(伝送路)」に修正し, 枠内の不要な線を削除しました。	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条(SA62H r.8.0)	62-1 表紙	目次に合わせ, 以下表題を修正しました。 (旧) SA設備 基準適合性一覧 (新) SA設備 基準適合性一覧表	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-1	「大飯発電所3/4号炉」欄 「【参考に整理して記載】」を追記。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-25	62-2 配置図の凡例を追加しました。	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-25	「女川発電所2号炉」欄 62-3 配置図の凡例を追加しました。	「女川発電所2号炉」欄の修正 比較表のみ
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-44	第62-4-2図 通信連絡設備(発電所内)の概要 文章記載に合わせて、図を見直しました。	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-4-2	同上	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-54	第62-4-8図 必要な情報を把握できる設備(データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外))の概要 判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-4-8	同上	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-57 62-補足-58 62-補足-60	「大飯発電所3/4号炉」欄 【比較のため本ページの大飯欄は62-8より抜粋して再掲】を削除	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-61	第62-4-1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備 衛星電話設備(携帯型)の「非常用電源設備又は無停電電源等」欄の「充電式電池」「乾電池」については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備であるため、緑枠で囲みました。	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-4-12	同上	
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-61	第62-4-2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備 無線連絡設備(携帯型)、携行型通話装置及び衛星電話設備(携帯型)の「非常用電源設備又は無停電電源等」欄の「充電式電池」については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備であるため、緑枠で囲みました。	
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-4-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-65	図 通信連絡設備(発電所内)の概要 文章記載に合わせて、図を見直しました。	
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-3-1	同上	
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-67	携行型通話装置 試験・検査内容 場所を具体化するため「原子炉建屋」から「周辺補機棟」に修正しました。	
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-3-2	同上	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-77	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(IP電話) 試験・検査内容 場所を具体化するため「【発電所】3号炉原子炉建屋」及び「【発電所】3号炉原子炉補助建屋」を追記しました。	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-3-11	同上	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-81	図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)の概要 判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-3-14	同上	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-83, 84	データ伝送設備(発電所内) 試験・検査内容 データ伝送設備(発電所外) 試験・検査内容 設置場所を明確化するため「原子炉建屋」および「原子炉補助建屋」に「3号炉」を追記しました。	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-3-15, 16	同上	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-87	第62-5-2 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内)(2/3) 以下の記載を修正しました(下線部参照) ・現場(屋外)の欄に「※2」を追記 ・欄外に「※2:モニタリングに係る作業を含む」を追記 ・現場(屋外)にモニタリングに係る作業を含めたことから、放射能観測車の欄に記載の「保安電話(携帯)」を削除	
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-88	第62-5-3 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (3/3) 以下の記載を修正しました(下線部参照) ・現場(屋外)の欄に「※2」を追記 ・放射能観測車の欄から、「 <u>可搬モニタリング(屋外)</u> 」を削除 ・欄外に「 <u>※2:モニタリングに係る作業を含む</u> 」を追記 ・下段表の上部に記載の表題「 <u>重大事故当時における通信設備必要台数</u> 」を削除 ・下段表の無線連絡設備(携帯型)の台数を「9台」から「13台」に見直し	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-3	同上	
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-91	以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を第62-5-1表、各事故シーケンスグループで使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備(携帯型)の台数を第62-5-2表、第62-5-3表及び第62-5-4-3表に示す。 (新) また、携行型通話装置を使用する通話場所の例を第62-5-1表、各事故シーケンスグループで使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備(携帯型)の台数を第62-5-2表、第62-5-3表及び第62-5-4-3表に示す。	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-6	同上	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-91	「女川発電所2号炉」欄 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する場所の例を (新) また、携行型通話装置を使用する場所の例を	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-92	第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-7	同上	
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-92	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の誤植を削除しました。 「図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図」	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正比較表のみ
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-96	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記しました。 「SPDSの過去データ閲覧」を追記。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-92	第62-5-6図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要 携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-8	同上	
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-93	第62-5-2表 各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置の台数 携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました。	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-9	同上	
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-96	第62-5-7図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要 判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-12	同上	
153	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-108	「データ伝送設備(発電所内)の容量について」の記載を以下のとおり修正しました(下線部参照)  (旧) データ伝送設備(発電所内)のデータ伝送容量は今後のプラントパラメータの追加を考慮し (新) データ伝送設備(発電所内)のデータ伝送容量は、 <u>今後のプラントパラメータの追加を考慮し</u>	
154	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-18	同上	
155	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 8. 0)	62-補足-108	「データ伝送設備(発電所内)の容量について」の記載を以下のとおり修正しました(下線部参照)  (旧) プラントパラメータの追加を考慮し、 <u>第62-6-6表に示すとおり</u> (新) プラントパラメータの追加を考慮し <u>第62-6-6表に示すとおり</u>	
156	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-5-18	同上	
157	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)	62-補足-108	「女川発電所2号炉」欄  以下の誤植を修正しました(下線部参照) (旧) 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送容量は今後のプラントパラメータの追加を考慮し、 <u>第62-6-6表に示すとおり</u> (新) 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送容量は、 <u>今後のプラントパラメータの追加を考慮し第62-6-6表に示すとおり</u>	「女川発電所2号炉」欄の修正比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
158	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 62条（SA62H r. 8. 0）	62-補足-110	「大飯発電所3／4号炉」欄 以下の注記を追記しました 「枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。」を追記。	「大飯発電所3／4号炉」欄の修正 比較表のみ
159	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 62条（SA62H r. 8. 0）	62-6 表紙	62-6 アクセスルート図の表紙を追加しました	まとめ資料のみ